

行政常任委員会

令和5年10月25日（水）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。日増しに秋の訪れを感じる季節となつてまいりました。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、病気療養中のため村田委員と出産のため中里委員でございます。

それでは、今日の常任委員会の議題は、公共交通についてと、尾鷲市行財政改革実施計画の進捗状況についてと、3番目が教育委員会の特別支援学校の副次的な籍制度の導入についての説明を受ける予定であります。

そして、最後にその他として福祉保健課のほうからの報告事項を受けます。

それでは、公共交通について政策調整課の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。

本日は行政常任委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日政策調整課からは、ふれあいバス尾鷲地区のダイヤ改正案について、新型コロナウイルス感染症の影響による伊勢鉄道株式会社への支援について、尾鷲市行財政改革実施計画の進捗状況について、この3点について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員会資料1ページをお示しいたします。よろしくお願いいたします。

まず、ふれあいバス尾鷲地区のダイヤ改正案について説明をさせていただきます。

御覧のようにまず今回のダイヤ改正検討に当たり現状をお伝えいたします。

ふれあいバス尾鷲地区紀伊松本尾鷲駅の路線におきましては、これまで地区住民の皆様から意見が多かった12時前から16時過ぎまでの4時間以上、空白時間ですね、運行されていない時間帯が解消できないかとの声が継続してございました。また、ふれあいバス尾鷲地区市街地巡回、尾鷲駅から光ヶ丘を通過して尾鷲駅へ戻ってくるルートでございますが、ここでは近年乗車実績の多い光ヶ丘地区への増便についての検討も行いました。

その前提として、現行の運行ダイヤでは労働基準法に定める運転士の休息时间60分のほか、運賃管理、車両メンテナンス、給油等のため毎日90分間の無旅客運

送時間があるのが現状でございます、これについて改善できるかの検討を行いました。

その結果、新ダイヤ案では乗客数の少ない日曜日に車両メンテナンスを集中して行うことで、その分、一部ダイヤの運休が一部必要なのですが、月曜日から土曜日は運賃管理、給油のみを行うことで、その結果、月曜日から土曜日に50分間の運送時間の増加が可能となります。この時間を活用して新ダイヤ案を作成したところでございます。

また、一方、現行ダイヤにおいて乗客数が極端に少ない区間である天満浦地区の便数について、乗車人員が顕著に少ない便1便を減便させていただいて、より乗車効率の高いダイヤの検討も同時に行いました。加えて、小原野新墓地の完成に伴い、一部ダイヤ（午前中の2便）を、光ヶ丘から延伸する検討も同時に行っております。

なお、新ダイヤ改正に当たりましては、運行を委託している三重交通株式会社様からダイヤとダイヤの谷間、休息时间ですね、それにつきましては、乗客の乗降に要する時間や信号の待ち時間、交通事情による遅延の可能性を考慮し、定時定路線の安全な運行の確保のため、最小でも5分間の時間が必要との意見もいただいております。

次に、2ページを御覧ください。お願いいたします。

今回の改正案のメリットといたしましては、紀伊松本尾鷲駅間におきましては、便数を1便増加することが可能となり、要望が多かった4時間以上空いている時間帯の解消が実現し、利便性の向上が期待できます。また、市街地循環では近年乗車実績の多い光ヶ丘地区へ1便増加することが可能となり、同じく利便性の向上が期待できます。加えて小原野新墓地への延伸（午前中の2便）により、新墓地へ行くことが可能となります。

一方、改正案のデメリットとしては紀伊松本尾鷲駅間において、乗車人員が顕著に少ない天満浦地区の一部ダイヤについて、上下線ともに1便減少することになります。

次に、（4）番、公共交通に関する市民説明会開催状況について御説明いたします。

御覧のとおり各地区で説明会をさせていただいて、特に天満浦地区につきましては、各自治会様にも出向いて御意見を承っております。

記載のように様々な御意見、御提案をいただきましたので、今回のダイヤ改正についてはおおむね好意的な受け止め方をされたものと考えております。

定して、最小のダイヤ改正案として時間の許す限りで今検討したところ、2便の便しかちょっと確保できないというのが現状でございます。

○西川委員　それだったら待合室等、冬だったらお彼岸とか、正月に見えられた方が、寒くないようにバス停みたいなものもつくるんですか。

小原野って結構寒いもんで、そこ、高齢者は次の便までほらくっておくんですか。

○南委員長　いやいや、今回の墓地造成の工事の中へは入っていないんですよ、待合所のは。次のステップでということで今話をしておりますので。

もし答弁があったら。

○三鬼政策調整課長　御質問のバス停に、例えばそういう休憩所を設けるというのは、ちょっと場所の問題もあって、バス停の乗り降りについてはシンプルにバス停機能だけを今のところ考えておまして、今御質問のあった墓地に来られた方が待合いとか、そういうところをされるのは、ちょっとバスの行政の中ではちょっと検討しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

○南委員長　何やったら市民サービス課長、もしおったら呼んで説明受けたほうが。

○西川委員　ちょっとそれだったら帰りのタクシー代だけ何とか見てあげるということはしたらね、たった2便でも帰りは自由に。現金じゃなくタクシーチケットみたいな感じ。小原野に墓地があって、車の免許を返納した方のみ使えるようなタクシー券みたいなのを考えたほうが、別に便数を増やすより、そっちも有効じゃないのかなと思ったんですけど。

○三鬼政策調整課長　先ほど各地区で説明会をしたときの意見の記載にもありましたように、これに限らず公共交通の空白地帯に近いようなバス停から遠いところにつきましては、タクシー代の補助の制度も考えてほしいという声もあって、三重県のほうからもタクシー事業に対してどのような補助ができるかという、今そういう補助事業の組立ても検討しているということもありまして、うちもそういうところも含めてトータルで、例えばこのお墓参りの件に該当するものをつくり上げるのか、それとも日々の生活の中でお困りの方に対するタクシー補助券等を考えるのか、今ちょっと検討している段階ですのでお時間いただきたいと思います。

○小川委員　市民の皆様の福祉の向上につながるということで賛成なんですけれども、これ、費用の増加とか、あと、改正はいつからとか、そういうのも決まっているんですか。

○三鬼政策調整課長　今後の進め方の概略だけを御説明させていただきますと議

会にお示しをして、予算面におきましては始発から最終までの運転手様の拘束時間は特に変わらないので原則変わらない部分が多いんですが、ただ一つ懸念事項としては走行距離が伸びるので、燃料代が少し、軽油代の高騰も含めて予想されます。

それとあと、近年の乗車人員確保に基づく賃金の上昇分を、全体的な問題なんですけど、このダイヤ改正にかかわらず、雇用を確保するための賃金上昇の件もいろいろ御相談を受けておりますので、このダイヤ改正についてのみ考えれば走行距離が伸びる、燃料費が伸びると考えていただいて結構だと思います。

○小川委員 スケジュールは見せてもらってないん。

○三鬼政策調整課長 すみません。御質問のあったスケジュールなんですが、議会で御説明して、住民の意見は先に聞かせていただきましたので、あと、地域公共交通協議会にかけまして、それでいろいろ方向性を御承認いただきましたら、運輸局への届出も経て、希望としましては翌年4月1日の改正を目指しております。

○小川委員 ダイヤの改正とは直接関係ないんですけども、今国のほうでも岸田さんも言われたとおりライドシェアというのが今出てきておりますよね。これって、今後高齢化も進んできたらこれ、いってくるんじゃないかと、ボランティア精神がなければできないことなんですけれども、法的な事情もあると思うんですけど、国もそれ、緩やかになってくると思うんですけど、今からそういうのを検討しておいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 ライドシェアというと、一般的な一般ドライバーが自家用車を使って、いわゆる有償の旅客サービスですね、いわゆる相乗りのことを指すと思うんですけど、確かに公共交通が走っている路線につきましては、今は無償の例えば助け合いの制度で、以前でしたら九鬼町をはじめとした集落支援制度をはじめとした助け合い制度においては、今活動されておるのは承知しておりますけど、ちょっと有償を前提として国の規制がどこまで例えば変わるのかもそうですけど、私たち前提としては地域公共交通計画の中で公共交通も大事です、福祉運送も大事です、タクシー事業者も大事ですという点でいろんなバリエーションを組み合わせる今検討しておりますので、今御提案いただいたことがそのどこに組み合わせる可能なのはちょっと慎重に考えていきたいと思っております。

○中村委員 テレビでホンダやったかな、無人タクシー6人乗りというのが再来年かな、東京のほうで実用化されるという話が出ていたんですけども、今後人材不足もあるので、それについても、市としても検討を始められたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

6人乗りのタクシーやったらほとんどのところに入っていきますので、大きなバスは入っていきませんので、今後公共交通というところを抜本的に考え直す時期に来ているんじゃないかなと思うので、ぜひその専門部会の立ち上げをまたよろしくをお願いします。

○三鬼政策調整課長 確かに先進技術を活用したものはモデルケースで全国各地で行われておりまして、三重県では桑名市がその先端を行っていると思います。

ですので、確かにそういうところが必要になってくる時代も近いのかもしれないし、そういうところも含めて公共交通協議会も含めて、そういうちょっと勉強をすることは提案したいと思いますが、どこまでそれが現実的に、例えばモデル事業として成り立つのかはもう少しちょっと勉強させてください。よろしくをお願いします。

○南委員長 他にございませんか。

特にダイヤの改正は紀伊松本が1便増加と、光ヶ丘のほうが合間を縫って1便増加ということで随分と便利になるなと思いますけれども、今、西川委員から指摘がございました小原野の間隔につきましては、ぜひとも休憩所ですか、寒い地域でございしますので、設置していただくよう委員会としても恐らくその方向で議論していると思うんですけれども、また、委員会として再度確認をいたしたいと思います。

それでは、次に伊勢鉄道のほうの説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 引き続きよろしくをお願いいたします。

6ページの委員会資料を通知いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による伊勢鉄道株式会社への支援について説明いたします。

伊勢鉄道は旧国鉄の伊勢線として営業を開始し、昭和59年に伊勢線が廃止になったときに、県・沿線市町及び民間企業の支援を得て、第三セクターとして営業を開始しております。

尾鷲市とこの伊勢鉄道の関係としましては、「特急南紀」が1日8本、「快速みえ」が1日26本運転されるなど、地域住民の通勤通学における移動手段として、また、名古屋や北勢地方と伊勢・鳥羽、並びに東紀州地域を結ぶ幹線鉄道網の一翼を担っている現状がございます。

コロナ前の平成30年度は輸送人員が約171万人、旅客収益約5.5億円といわゆる赤字でない黒字路線として経営しておりましたが、令和4年度には輸送人員が約134万人、旅客収入約4.2億円へと減少しております。

そこにある地図を御覧いただくように、伊勢鉄道路線図を御覧いただくとお分かりのように、JR紀勢線とJR関西線を通るルートより、この伊勢鉄道を通行するルートのほうが距離、時間とも有益となっていることが分かります。

次のページ、お願いいたします。出資の状況についてでございます。

設立時に県と沿線市町、紀勢本線の賛同企業も含めて2億円を積み立てております。また、平成4年度には県と参宮線沿線市町及び賛同企業が計1.6億円を出資いたしました。

この結果、令和4年度末時点での伊勢鉄道株式会社の資本金は3.6億円、株主は36団体となっております。尾鷲市はこの中で昭和61年度に750万円、保有株数150株を保有しております。

また、(4)番にございます三重県地域交通体系整備基金という基金を設けておりまして、これは鉄道施設、主に施設の整備等の財源とするため、昭和62年に基金8億円が設置されております。また、平成28年度には、中期安全設備整備計画実施のため基金の積み増しを行っております。そちらに記載のように、昭和62年度に1,750万円、平成28から30年度には2,289万1,000円を基金として積んでおります。

次、2番目にございますように、今回の支援につきまして御説明いたします。

今回の支援は、伊勢鉄道では新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度で「特急南紀」が対前年比65%減、「快速みえ」が63%減、普通列車を含めた全体でも50%減となるなど、近年深刻な打撃を受け、大きな損失が発生しております。

そのため、県と沿線市町、15市町ございますが、そこが協議を行い、既に積み立ててある基金から緊急的な経営支援を行うため、「新型コロナウイルス感染症の影響による伊勢鉄道株式会社への支援に関する覚書」を令和2年度に締結し、令和2年度から3か年を限度として、経営支援を実施することを決定させていただいております。

このたび3か年の支援額、いわゆる負担額が確定したことから、本市においても来年度から3か年に分けて、総額1,156万9,000円を支出したいと考えております。

各市町の明細の内訳は次のページの8ページに記載のとおりでございます。市町の乗降客数や利便性も含めて、市町のパーセントが振り分けられております。ですので、1,156万9,000円を令和6、7、8の3か年で支出したいと考えて

おります。

なお、今後は、現在の基金が令和10年度で終了することを踏まえ、次期設備整備計画を含めた今後の支援の在り方について、県と伊勢鉄道に関係する市町で検討を行っているのが現状でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○南委員長 以上でございます。

御意見のある方、御発言をお願いします。

これは課長、あれかな、来年度の当初で債務負担行為か何かでのということなん。一発でのるの。

○三鬼政策調整課長 単年度、単年度で3か年でというお話を今県としまして、385万6,000円を3か年でというふうに今考えております。

○南委員長 はい、分かりました。よろしいですか、伊勢鉄道への出捐金につきまして。

それでは、尾鷲市行財政改革実施計画の進捗状況について、説明をお願いいたします。

○濱田政策調整課調整監 それでは、資料3、第5次尾鷲市行財政改革実施計画の進捗状況について説明させていただきます。

まず、資料の9ページを御覧ください。

まず、尾鷲市第7次総合計画では、同計画に掲げるまちの将来像、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実現するために、前期基本計画の5の1、行政運営と5の2、財政運営の分野において、効率的かつ計画的で持続可能な行政運営とより効率的、効果的な財政運営を推進し、市民に質と価値の高いサービスを持続的に提供できるまちにしていくことを目指しています。

これを受け、「第5次行財政改革」では、人口減少に伴う少子高齢化の著しい進展や新型コロナウイルス感染症の蔓延、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などの社会環境の著しい変化の中、持続的で健全な行財政運営を行うため、従前から取り組んできた組織の合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの取り組みに加え、全庁一丸となり日々の業務改善から抜本的な見直しまで様々な具体的な取組を実行するために令和4年3月に第5次尾鷲市行財政改革大綱及び実施計画を策定いたしております。

計画期間は第7次尾鷲市総合計画の前期基本計画の計画期間に合わせて、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年であります。

具体的な取組内容といたしましては、行政運営の改革として組織体制の最適化と組織力の向上、人材育成の推進、関係行政機関や民間との連携の推進、地域における協働の推進、情報公開・透明性の推進、デジタル技術活用の推進、業務改善の推進の各分野で38項目、財政運営の改革として財政マネジメントの推進、市税等の収納対策、財源確保策の強化の分野で20項目、計58項目となっております。

次のページを御覧ください。

計画を進めるに当たりましては、PDCAサイクルによる進行管理と計画の見直しを適切に実施することとなっており、昨年度は令和4年11月18日と令和5年3月17日の2回、尾鷲市行財政改革推進委員会を開催し令和5年2月末現在までの進捗状況等の報告を行っております。

なお、令和4年度の進捗状況につきましては、各課における最終の取組結果を本年度に取りまとめた上で資料11ページから19ページまでに添付させていただいておりますので、後ほど主立ったものをピックアップし説明させていただきたいと思っております。

今後の予定といたしましては、本年11月8日に令和5年度の中間報告として第1回尾鷲市行財政改革推進委員会を開催する予定であり、その後、3月中に2月までの進捗状況を第2回尾鷲市行財政改革推進委員会において報告する予定となっております。

参考に現在の行財政改革推進委員会の名簿を添付させていただいております。

委員につきましては、元第7次総合計画審議会同審議部会第5部会、この行革等の関係する第5部会の委員の方に委員を委嘱しております。なお、一番下の森本委員につきましては、前委員が転勤のため欠員となりましたので改めて委嘱させていただいております。

それでは、令和4年度の個別取組の進捗状況について説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

まず、大変このデータが小さくなっており申し訳ございません。

それでは、まず、表の見方ですが、左から項目番号、2列目が第7次尾鷲市総合計画前期基本計画の5の1、行政運営と5の2、財政運営の分野、3列目が取組項目、4列目が取組項目の現状と課題、5列目が取組項目の達成目標または達成指標、6列目が担当課、7列目が3列目の取組項目に係る具体的な個別取組項目、8列目が7列目の個別取組項目の具体的な内容、そして、9列目が実施計画での令和4年度の取組、10列目、11列目が令和4年度の取組進捗状況と、取組に対する成

果・実績、最終列が令和5年度の取組方針となっております。

それでは、前期基本計画の行政運営に係る取組の結果です。

項目番号1、（ア）組織機構に合わせた定員適正化計画の見直し・検証では、令和4年度を始期とする定員適正化計画に基づき、定員適正化を行いながら、専門化複雑化している業務の強化を図ることを目的に政策調整課にデジタル推進係を新設し、総務課の総務職員係を総務係と職員係にそれぞれ分割しております。

次に、項目番号7、（ウ）計画的な研修の実施では、新たに新任係長と入庁5年目までの職員による複数の組織横断的ワーキングを設け、施策提案型の研修などを実施し提案能力の向上を図っております。

次に、項目番号9、（ア）のクラウドの共同利用では、県が市町の連携を強化する目的としてL o G oチャット、L o G oフォームのクラウドソフトの共同調達を行いたいとの話があり、令和5年度はトライアルで実施中ではありますが、令和4年度では検討・調査をしている状況であります。

次に、項目番号11、（ウ）医療資源（医師）の活用では、医師不足の解消に取り組み、令和5年度から内科常勤医師4名から4名の増加の8名体制に、外科・整形外科についても各1名ずつ常勤医師が増加となっております。

次のページを御覧ください。

項目番号15、（ア）情報発信シート（報道資料様式）の活用による効果的な情報発信では、情報を発信する側の効率的なフローを整え、各課が情報発信をしやすくするよう業務改善を行い、情報発信の質と量のアップにつなげております。

次に、13ページを御覧ください。

項目番号21、（エ）マイナンバーカード交付体制の強化と、項目番号22（オ）マイナンバーカードの普及促進では、普及率アップを目指し交付体制を充実させるため、四つの地区センターで申請から交付まで行えるように整備した上で、窓口の人員強化、木曜日だけであった夜間窓口を火・木・金曜日に拡充するとともに、閉庁日の第1土曜日も開庁した結果、令和4年度当初の34.5%から27.29%増加し61.79%となっております。なお、参考となりますが、令和4年度末時点では、いなべ市が75.3%で県内トップとなっております。2位が熊野市の74.7%であります。

次に、項目番号24の（ア）窓口手続きの押印廃止と、項目番号25の（イ）庁内手続きの押印廃止では、窓口手続きが約760件中379件の押印廃止、庁内手続きが約670件中32件の押印廃止を行うことで、負担軽減による市民サービス

の向上と業務の効率化を図っております。

続きまして、15ページを御覧ください。

項目番号38、(ソ)職員提案の推進では削減関連、ネットワークDX関連、人事人材育成関連、業務改善、環境改善、企画提案で27件の提案があり、政策調整課内で随時取組が可能なものは取組を進め、その他のものについては実現可能性や現行制度の活用を踏まえ、意見、提案に対する取組方針を協議決定しております。

ここからは前期基本計画の財政分野に係る取組となります。

項目番号39番、(ア)財政調整基金の確保では、前年度から約3億円増加し13億5,560万円となっております。

次に、項目番号40、(イ)地方債残高の縮減では、地方債発行額を償還額の内数に抑制することで前年度から約2億5,000万円減少し89億5,884万円となっております。

次に、項目番号44、(カ)市有財産の売却では、新田市営住宅跡地を574万円で売却いたしております。

次のページ、16ページを御覧ください。

項目番号47、(ウ)賦課・収納業務の効率化では、令和5年4月から実施のQRコード付納付書の発行に向けて市ホームページ等で周知を実施しております。

次に、項目番号48、(エ)市債権未納対策の強化では、建設課の住宅使用料から次のページ、17ページの環境課のし尿処理手数料、福祉保健課の保育所入所負担金、生活保護法関係各種、老人ホーム入所者負担金、臨時福祉給付金返還金、災害援護資金貸付金返還金、教育総務課の幼稚園料・奨学資金貸付金、水道部の水道料金、尾鷲総合病院の診療費まで未収金の縮減に努めております。

次のページ、18ページを御覧ください。

項目番号52、海洋深層水の(エ)新しい分野への利用促進では、令和4年度から開始した通信販売において主にマリンアクアリウムでの利用が増加しており、リピート率も非常に高くなっているとのことで、令和4年度実績で437件、約33.56トンの利用となっております。

次のページ、19ページを御覧ください。

項目番号54、(カ)ふるさと納税制度の推進では、新規ポータルサイトふるナビの導入、事業者の皆様と返礼品のブラッシュアップ、主要事例の紹介など、積極的な取組を進めたことで、件数として前年度から1万744件増加の4万362件、寄附金額で前年度から1億1,355万8,000円増加の5億1,746万2,000

0円となっております。

次に、項目番号55、(キ)企業版ふるさと納税制度の活用では、ヤフー株式会社からみんなの森プロジェクトに3,124万6,000円、株式会社丸昇木材からおわせSEAモデル構想の推進事業に50万円、信金中央金庫から世界遺産熊野古道を中心とした観光振興事業に1,000万円、合計4,174万6,000円の御寄附をいただいております。

次に、項目番号56、(ク)広報紙における有料広告の継続実施では、広報おわせ、市ホームページ、SNS、ポスター等で広報紙への広告募集を行った結果、前年度から掲載件数、掲載期間も延び6万5,000円増加の21万5,000円の収入となっております。

次に、項目番号57、(ケ)ホームページ有料広告の実施では、掲載要領を策定した上でホームページのリニューアルに合わせてバナー広告を実施し、ポスターやチラシ、事業所への戸別訪問等により30万5,000円の収入となっております。この結果、有料広告収入は前年度から37万円増加の52万円となっております。

最後に項目番号58、(コ)Jクレジットの取得では、令和5年度に取得しておりますが、その準備を令和4年度に行っております。

以上、資料3の第5次尾鷲市行財政改革実施計画の進捗状況についての報告とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

進捗状況を簡単に説明していただいたんですけども、特に御質疑のある方。

○濱中委員 一番最初の定員の適正管理の辺りの話なんですけれども、今まで適正管理、職員の数をというと、減らす方向の話がほとんどだったように思うんですね。

ただ、最近やっぱりちょっと込み入った事業をこちらから提案だとか、そういう話をするときにはマンパワーが足りないというような話があったり、専門職員が足りない、応募がないとかという、そういった辺りもちょっと聞くようなことがあるので、一方で、ITを利用することによって、今まで手作業であったものが結構省略できたりとか、そういった減らせる場所、あと、増やさなければいけない場所とかいうような単純な、以前から単純ではないんでしょうけれども、単純な事情ではないものも増えとるように思うので、今後こういった説明をされるときに、減らす場合とか、増やす場合とか、市民の方に分かりやすくという意味も含めて、なぜ増やすのかと、なぜ減らすのか、減らしてこういうふうにしてできるんか、そういった

辺りの細かい説明ができる準備もお願いしたいなと思うのと、それと同じような理由で押印廃止の部分ですね。特に庁内のチェックに対して押す押印を省略した場合に、それに代わる確認作業はこういうふうになりましたというようなそういったところまで。ただ、判こが要らないということになると、どうやってチェックしたのかなというのが単純な疑問として出るので、その辺りのチェック体制のところまでお聞かせいただける準備がいただければなと思うので、お願いします。

○濱田政策調整課調整監 濱中委員おっしゃるように、もうちょっとその辺の具体的な定員適正化については、確かに専門職、今デジタルも含めて、いろんなところで専門職の問題も出ていますし、採用に対するなかなか応募が少ない、また、体調不良で休まれる方も多いというような状況もありますので、もっと分かるような形で、我々も聞き取って御説明できるようにさせていただきます。

押印廃止等々につきましても、確かにそれで市民負担、事務処理の軽減にはつながっているとは思いますが、それが一体どのようなになっているかというようなことも、きちんと聞き取りさせていただいて、この場で御説明できるようにさせていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 2点お聞きします。

最初の人材育成のところ。2番目ぐらいのところ。人材育成も大事なんですけど、人材発掘ということ、これからはスキルを持った人が結構いますんで、人材発掘、そういうのもちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○濱田政策調整課調整監 確かに、私も、新人係長と新人職員5年目までの入庁職員のプレゼン等も拝見させていただきました。

今年も拝見させていただいたんですけど、なかなか若手でもいい考え方持っているなと思うところがあります。特に自分のところの職務の分野だけじゃなくて、新たに改まって自分の提案型の仕事をしたときに、こういう能力があるんだというのは分かるところがありますので、そういう能力はどんどんこれからいろんな職場で生かせるような形でしていけばいいんじゃないかなと。

今、結構、商工観光課とかでも一生懸命、青鷺会とか若い方がいろんな活動をしています。当然ユーチューブ、フェイスブックとか、いろんなところで動画も出ていまして、「この子はこんなことができるんだ。」と感じるところがありますので、ぜひともそういう子たちの能力を単なる業務だけじゃなくて、いろんなところで伸

ばしていればいいんじゃないかなと思います。

○小川委員　それともう一点、17ページの環境課のところのし尿手数料ですか、これって市債権ですよ。市債権でこれ、「地方自治法第236条第1項の規定により」となっていますが、これ市債権だと援用要と思うんですけど、これ、勝手に不納欠損できるんでしょうか。

○濱田政策調整課調整監　不納欠損をするには、きちんと諸手続が必要というのは、当然督促状を送ったり、いろんな手続をした上でじゃないと駄目だと思いますので、きちんとその処理を行った上で、令和4年度の決算処分として行ったものと判断しておりますが。

○小川委員　債権管理条例つくったんで、それでいけるかなとは思いますが、これ、市債権で執行の援用とかありますよね。本人が手を挙げないと時効は成立しないとか、それなしで債権管理条例できたんで、それで市長ならできるとは思うんですけど、これで合っていますか。

○濱田政策調整課調整監　適切に執行されたものと理解はしておりますが、特に決算でも既に報告が終わっていますが、手続についてはきちんと確認をさせていただきます。すみません。

○南委員長　よろしいですか。

○中村委員　今回の進捗の基になっている第5次の大綱の14ページ辺りから、これってすごく抽象的な書き方がされていて、これでPDCAが本当にできるのか、今濱中委員がおっしゃったように、何について適正人数かというもとのその数値は歩掛、例えば住民票を取りに来たら1人に対して何分かかりましたという歩掛が出ないことには、適正人数というのは出ないんですよ。にもかかわらず、この適正化ということに対して、一番最初の基本になるところをすっ飛ばしてお題目だけ書いて、今やっています、今これをやっていますと、何回書いてもPDCAにはなりません。

ですから、算出基準の基となる歩掛、何に対して何分かかって、それが何人、来庁されてということが、1年間で分かる数字をまず出すべきです。そうじゃないとこの大綱の実施計画という計画書にもならないと思います。ですから、まずそれを、歩掛の算出基準を出してください。

それと、今所内の研修でと言われましたけど、研修費、外部研修というのがすごく大事なんです。外部研修費がどれだけ前年比に対して、今年度もそうですし来年度もそうかもしれませんが、研修費というのが各課ほとんど外部研修費が立って

いませんよね。人材育成というのは外部研修というのが非常に大事ですので、外部研修費を必ず立てて職員の研修をさせていただきたいというのと、それと建設課とか、専門職の1級、2級の資格を庁内で取らせていくというそういう研修費というのほとんどついていないと思うんですけども、それについてももっとちゃんと人員育成にお金をかけるということを、ちゃんとしていただきたいと思います。

それと、この大綱を見ているときに、関係行政機関や民間との連携の推進の中に、防災危機管理課が入っていないと思うんですけども、防災危機管理課が自主防災の人数を減らせへんことを目標にしていると書いてあるんですけども、熊野市の場合、例えば防災訓練があったときに、ちゃんと防災危機管理課から訓練がありますというアナウンスが、民間に委託している避難所についてもちゃんとあって、何人来られましたかという問合せが必ずあるそうです。

でも、尾鷲市の場合、自主防災会に任せてあるみたいな感じでこの前も言われていたので、ちゃんと行政がやらなくてはならない仕事というのを自主防災会に任せるのではなく、ちゃんとその仕事がどこまでされているのかというのもチェックしていただきたいと思います。

以上です。

○濱田政策調整課調整監 御指摘のように大綱、また、行財政実施計画のほうが非常に抽象的で曖昧だという部分なんですけれども、昨年度の行財政改革推進委員会の議事録をちょっと私も読んでいの中で、確かに行革の委員からは具体的な数字等を示した中で成果・結果を示していただかないと分かりづらいという御指摘が書かれておりました。ですので、そういう数字的なものできちんと明示できるような形で報告できるように整えていきたいと思っております。

2番目の職員研修、特に外部研修なんですけれども、私が見る限りですけれども、予算としての研修費は確かに増えてはいないようには思うんですけども、いろんな無料のウェブ研修であるとか、国とか、民間団体がやっている研修に、各課それぞれが参加していると感じております。ですので、予算ではない部分の中でのウェブ研修って、結構やられているんじゃないかなと思っております。

ただ、先ほど言われたように建築士の1級、2級であるとか、育成も含めて、その辺は総務課のほうに、こういうお話があったということは伝えさせていただきたいと思っております。

防災の方の部分についても、今後また、チェックをさせていただきたいと思えます。

○南委員長 中村委員よろしいですか。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、政策調整課の議題は終わります。

ありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時55分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、教育委員会に入ってくださいました。

特別支援学校との副次的な籍制度の導入についての説明をお願いする前に、教育長から一言あれば。

○田中教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

教育総務課から尾鷲市特別支援教育に係る副次的な籍制度の実施につきまして、担当課長より報告いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○南委員長 では、お願いします。

○柳田教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会の資料を基に説明をさせていただきます。通知いたします。

今回報告いたします特別支援教育に係る副次的な籍制度とは、くろしお学園など県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、地域の学習機会の充実のため、直接・間接的な交流が可能となるよう主たる学籍は県立特別支援学校に置き、居住する小中学校に副次的な籍を置くというものでございます。なお、本報告は9月1日付で要綱が制定されたことに併せまして、委員会で報告させていただくものでございます。

事業の効果といたしましては、本資料2の項目、目的にありますとおり共生社会の実現はもとより、特別支援学校及び地域の学校それぞれに効果が得られるものということでございます。

次ページを御覧ください。こちらでは実際の手続に関しまして記載をしております。

次ページを御覧ください。3ページです。

4、具体的な取組に関しましては、副次的な席を設けた際の学校との協議をはじめ

め、制度の運用計画、また、交流の方法や情報共有、改善などの取組を示させていただいており、本制度が有益なものとなるようそれぞれの役割などを明記してございます。

次ページ以降は実施要綱をおつけしております。

なお、この制度の利用に関しましての申請は本日付ではございませんが、今後相談や申請があるものと考えておりますので、事業の目的である共生社会の実現や、それぞれの児童・地域との連携、社会参画、心のバリアフリーなどを進めるため、関係機関と協議調整を実施してまいります。

本制度に係る説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

特に調整監のほうからはございませんか。特に必要なことは。

はい、それでは、説明は以上でございます。

特に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

現在のところはまだないんですね、申請はね。

○柳田教育総務課長 現在のところ申請はゼロです。

○南委員長 予定としてもないんですか。

○柳田教育総務課長 今後この制度が恐らく有効に利用されるということで、来年度以降含めて申請があるものと考えております。

まだ、その実数についてはこちらのほうで把握はしておりません。

○仲委員 大変いいことだと思うんですけど、副次的な籍制度というのは、例えば国の指針とか、県のガイドラインというのが示されたことによるものですか。

○柳田教育総務課長 本制度に関しましては、東京など先進的なところでは平成26年ぐらいからこういった相互乗り入れといいますか、相互連携というような形で事業が進められておるような状況でして、また、県のほうからは令和4年度に本取組を進めていきたいというような方向性が示されまして、尾鷲市としてもこのような事業を、非常に前向きに捉えて、この9月1日から要綱を改めて制定したような状況でございます。

○仲委員 受入先の小中学校の体制も十分整えて、十分な交流なりあれをやっていただきたい、このように思っています。

○柳田教育総務課長 これまでも、くろしお学園の皆様、学校とは連携を取って様々な事業を行ってきております。

また、これが、この制度が明確に示されたことによって、さらに前向きに進めら

れるように教育委員会としても進めてまいりたいと考えております。

○南委員長 他にございませんか。

これはあれですね、もし副次的なことであってもお体の不自由な方もおられると思うんですけれども、そういった対応についてはこの校舎の改造等につきましては、県とかそういった補助はないわけなんですか。この補助体制というのはどんなんですか。学校を整備する上においての。

○柳田教育総務課長 教育委員会の持っている施設の改修に関しましては、環境整備の交付金がございます。

今後、今のところ既に交流もしておる中でバリアフリーであるとか、乗り入れの関係に関しましては、ある程度充足してきているのではないかなと思います。今後、そういった部分で、スロープであったり、必要な箇所があれば、各学校とも調整しながら順次進めていけるようなところがあれば、進めていきたいというふうに考えております。

○南委員長 ぜひともその対応が可能なような環境整備のほうもお願いをいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 教育委員会の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

続いて、その他の報告のほうで福祉保健課のほうに入っていただきます。

それでは、早速ですが、紀北地域障がい者相談支援センター業務委託料の消費税等の問題についての説明を簡単をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくをお願いいたします。

福祉保健課のその他報告事項につきまして、御説明いたします。

本年7月、市町村が行う障がい者相談支援事業について税務上の取扱いを非課税としている自治体がある旨一部報道がありました。この事業は、障がい者に対する日常生活上の相談支援を行うもので、本市が社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会に委託している事業でございます。

社会福祉法に定める社会福祉事業は非課税として取り扱うことができます。この社会福祉事業には非課税として取扱いがある他の相談支援事業もあり、法改正も相まってこれら事業と同様の非課税の相談支援事業と認識していたことから、これまで非課税として取扱いをしてきておりました。また、今回の相談支援事業の税務上

の取扱いについて確認する中、社会参加促進事業についても同様の事案であることが判明しました。

報道によると、このように非課税として認識していた自治体は中部6県全ての自治体114市のうち半数を超える63市が同様の状況であるとのことでした。

このことから、今月厚生労働省は国税庁と協議の上、各都道府県、市町村に対し障がい者相談支援事業の税法上の扱いについて課税である旨、通知を行ったところでございます。このことにより課税事業者である社会福祉協議会は修正申告を行う必要がございます。

この件については本市、社協双方とも非課税であるとの認識であったこと、また、本来負担すべきものであったことから、修正申告に係る消費税については本市としても負担すべきと考えており、修正申告に係る納税額が確定した段階で補正予算計上させていただきたいと考えております。

今回このような事態となり誠に申し訳ございません。今後このようなことがないよう改めてチェック体制を強化し事務の執行に当たりたいと思います。

以上が福祉保健課の報告事項でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

額の決定はいつ頃になるの。

○山口福祉保健課長 まず、先ほど申しましたように社協が税務署に修正申告をする必要がございますが、それが聞いている限りでは恐らく今月末ぐらいにはできそうだと聞いております。

その後、税務署の確認が入って額の確定がするというところで、ちょっと税務署の確定がどれぐらいかかるのかというのはまだ不明ではありますが、額が確定し次第、また、補正予算のほうに計上させていただきたいと考えております。

○小川委員 これ、課税対象ということで1年だけなん、それとも何年か、7年ぐらい遡るのか、それはその点はどうなんですか。

○山口福祉保健課長 修正申告に係る遡りなんですけれども、一応現状では5年というふうに聞いております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、額が決定し次第、予算案が計上されるということで理解をして、この5か年遡っての分については社協の委託事業なんですけれども、市のほうが責任を持って全額予算措置をするということで理解して

よろしいんですか。

○山口福祉保健課長 5年間の消費税について、本来そもそも負担すべきものということですので、市が負担することですけれども、また、県下の状況等も鑑みて社協とは協議していきたいと考えております。

○南委員長 分かりました。

今日の委員会は以上でございます。

また、予告なんですけれども、管外視察のほうは来年1月下旬を予定しております。和歌山、奈良方面ですのでよろしくお願いいたします。

○西川委員 ひとつ委員長にお願いがあるんですけど、私のところに結構市民から相談が来るんですよ。

今報道で先走っておる津波タワーとか、あと、南輪内幼稚園のこと、議会では何もんでいませんよね、報告は聞いているけど。その件に関して行政常任委員会を一度開いてほしいと思います。

○南委員長 分かりました。また、日程を調整して、特に津波タワー等については、市民説明会もまだされていないですよ。あしたされるようでございますので、議会としても要求・要望があれば執行部のほうと話をしていきたいと思いますので、ぜひとも考えて開きたいと思います。

○西川委員 報告を受けただけで、どんどんそっちの方向に進んどるように思えて。やっぱり市民としては納得いかないということが結構ありますので。

○南委員長 そのとおりだと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

(午前11時07分 閉会)